

社会福祉法人亀龍会 一般事業主行動計画

仕事と子育て、その他生活全般において調和がとれた、働きやすい職場環境の整備を目指し、全ての職員の能力を十分に発揮できるようにするため、次の計画を策定する。

1. 計画期間

2026年8月1日～2027年7月31日までの1年間

2. 計画内容

目標1：年次有給休暇を取得しやすい環境を整え、取得率を70%以上にする。

取り組み ①2026年8月～

- ・職員別の年間有給休暇計画表を作成し、計画的な取得を促進する

②2026年9月～

- ・毎月、職員ごとの取得(進捗)状況を開示する

目標2：所定外労働時間の削減のための環境を整え、所定外労働時間を20%削減する。

取り組み ①2026年8月～

- ・時間外労働時間の必要性と発生状況を検証する
- ・時間外労働の削減に向けた人員配置及び業務内容の見直しを実施する

②2026年10月～

- ・各施設にて「ノー残業デイ」等の残業削減に向けた体制作りを推進する

目標3：育児休業、育児短時間勤務等の制度を利用しやすい環境を整える。

取り組み ①2026年8月～

- ・法に基づく諸制度と当法人における規程の整合性を図る
- ・当法人における「育児に関する休業等の諸制度」について、職員へ周知する

②2026年10月～

- ・育児休業等について内部研修を実施する

目標4：次世代を担う人材(管理職候補)の確保・育成を行う

取り組み ①2026年8月～

- ・管理職による「昇格意欲の喚起」を目的とした面談を実施する
- ・候補者に対し、法人主導での「マネジメント教育」を実施する